

令和 7 年 2 月 21 日 招 集

令和 7 年 第 2 回 釧路市議会

2 月 定 例 会 議 案

釧 路 市

2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件 名	
議案第 5 号	令和 7 年度釧路市一般会計予算……………	5
議案第 6 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険特別会計予算……………	5
議案第 7 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算……………	5
議案第 8 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算……………	5
議案第 9 号	令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算……………	5
議案第 10 号	令和 7 年度釧路市介護保険特別会計予算……………	5
議案第 11 号	令和 7 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算……………	5
議案第 12 号	令和 7 年度釧路市駐車場事業特別会計予算……………	5
議案第 13 号	令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計予算……………	5
議案第 14 号	令和 7 年度釧路市病院事業会計予算……………	5
議案第 15 号	令和 7 年度釧路市水道事業会計予算……………	5
議案第 16 号	令和 7 年度釧路市工業用水道事業会計予算……………	5
議案第 17 号	令和 7 年度釧路市下水道事業会計予算……………	5
議案第 18 号	令和 7 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算……………	5
議案第 19 号	令和 7 年度釧路市港湾整備事業会計予算……………	5
議案第 20 号	釧路市事務分掌条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 21 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例……………	9
議案第 22 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………	13
議案第 23 号	釧路市職員定数条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 24 号	釧路市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第 25 号	釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例……………	19
議案第 26 号	釧路市手数料条例の一部を改正する条例……………	21
議案第 27 号	釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	41
議案第 28 号	釧路市保育に関する条例の一部を改正する条例……………	45
議案第 29 号	釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	47

議案第 30 号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	49
議案第 31 号	釧路市老人福祉施設条例の一部を改正する条例……………	53
議案第 32 号	釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	55
議案第 33 号	釧路市公設地方卸売市場業務規程の一部を改正する条例……………	57
議案第 34 号	釧路市牧場条例の一部を改正する条例……………	59
議案第 35 号	釧路市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	63
議案第 36 号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	65
議案第 37 号	釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	67
議案第 38 号	釧路市立学校設置条例の一部を改正する条例……………	69
議案第 39 号	釧路市交流プラザさいわい条例の一部を改正する条例……………	73
議案第 40 号	釧路市阿寒国際ツルセンター条例の一部を改正する条例……………	75
議案第 41 号	釧路市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例……………	77
議案第 42 号	釧路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件……………	79
議案第 43 号	令和 6 年度釧路市一般会計補正予算……………	83
議案第 44 号	令和 6 年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算……………	115
議案第 45 号	令和 6 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算……………	121
議案第 46 号	令和 6 年度釧路市介護保険特別会計補正予算……………	127
議案第 47 号	令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算……………	131
議案第 48 号	令和 6 年度釧路市病院事業会計補正予算……………	137
議案第 49 号	令和 6 年度釧路市水道事業会計補正予算……………	149
議案第 50 号	令和 6 年度釧路市下水道事業会計補正予算……………	155
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件……………	165
報告第 1 号	専決処分報告の件……………	167

令和 7 年度釧路市各会計予算

議案番号	件名
議案第 5 号	令和 7 年度釧路市一般会計予算
議案第 6 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険特別会計予算
議案第 7 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算
議案第 9 号	令和 7 年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10 号	令和 7 年度釧路市介護保険特別会計予算
議案第 11 号	令和 7 年度釧路市魚揚場事業特別会計予算
議案第 12 号	令和 7 年度釧路市駐車場事業特別会計予算
議案第 13 号	令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計予算
議案第 14 号	令和 7 年度釧路市病院事業会計予算
議案第 15 号	令和 7 年度釧路市水道事業会計予算
議案第 16 号	令和 7 年度釧路市工業用水道事業会計予算
議案第 17 号	令和 7 年度釧路市下水道事業会計予算
議案第 18 号	令和 7 年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第 19 号	令和 7 年度釧路市港湾整備事業会計予算

(以上 別冊)

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第 20 号

釧路市事務分掌条例の一部を改正する条例

釧路市事務分掌条例（平成 17 年釧路市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び病院」の次に「並びに部に属しない室」を加える。

第 1 条総務部の項の前に次のように加える。

マーケティング戦略室

(1) マーケティングの手法を活用した施策の推進に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

部に属しない室として、新たにマーケティング戦略室を設置いたしたく、
本案を提出するものである。

議案第 2 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(個人情報保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年釧路市条例第 2 号）
附則第 5 項及び第 6 項

(2) 釧路市情報公開・個人情報保護運営審議会及び釧路市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 6 号）第 2 0 条

(3) 釧路市行政不服審査条例（平成 2 8 年釧路市条例第 8 号）第 1 9 条
(釧路市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 釧路市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 6 5 号）第
2 8 条第 3 号及び第 4 号並びに第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

(2) 釧路市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年釧路市条例第 6 8 号）第 1
3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項
第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項

(3) 釧路市公設地方卸売市場業務規程（平成 1 7 年釧路市条例第 3 0 5 号）
第 1 7 条第 3 項第 2 号

(4) 釧路市音別地域交流拠点施設条例（令和 3 年釧路市条例第 2 6 号）第
1 7 条第 2 号

(5) 釧路市消防団に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 3 3 号）第 5
条第 2 号

(釧路市恩給条例の一部改正)

第 3 条 釧路市恩給条例（昭和 2 4 年釧路市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 6 条第 3 号及び第 2 2 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 7 条第 1 項第 1 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第 4 6 条第 1 項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（釧路フィッシャーマンズワーフ条例等の一部改正）

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（1）釧路フィッシャーマンズワーフ条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 5 3 号）第 7 条第 2 号

（2）釧路市水産団地汚水処理場条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 9 3 号）第 6 条第 2 号

（3）釧路市消防団員退職報償金支給条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 3 5 号）第 7 条第 1 号

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 5 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第6条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 22 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年釧路市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（釧路市税条例の一部改正）

第 2 条 釧路市税条例（平成 17 年釧路市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

（釧路市都市計画税条例の一部改正）

第 3 条 釧路市都市計画税条例（平成 17 年釧路市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例における法の引用条項について規定の整理をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 23 号

釧路市職員定数条例の一部を改正する条例

釧路市職員定数条例（平成 17 年釧路市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職 員 の 定 数

1 市長の事務部局（病院及び診療所を除く。）の職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を含む。）	984 人
2 病院及び診療所の職員	894 人
3 上下水道部の職員	126 人
4 議会事務局の職員	12 人
5 選挙管理委員会の職員	5 人
6 監査事務局の職員（公平委員会の職員を併任する者を含む。）	6 人
7 農業委員会事務局の職員	4 人
8 消防本部及び署の職員	322 人
9 教育委員会事務局の職員	140 人
10 教育委員会所管の学校職員（市長の事務部局の職員を併任する幼稚園の職員を除く。）	66 人
計	2,559 人

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

各課業務体制の見直し、業務量の増減等による減員及び増員を行いたく、
本案を提出するものである。

議案第 24 号

釧路市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

釧路市職員の勤務時間等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「前項中」を「前 2 項中」に、「以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

国家公務員に準拠し、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 25 号

釧路市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

釧路市職員退職手当支給条例（平成 17 年釧路市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 10 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した釧路市職員退職手当支給条例第 1 条に規定する職員（同条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

雇用保険法の一部改正に伴い、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 26 号

釧路市手数料条例の一部を改正する条例

釧路市手数料条例（平成 17 年釧路市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 項第 1 号アを次のように改める。

ア 建築物を建築する場合（イ及びオに掲げる場合並びに移転する場合を除く。）

（床面積の合計）

30 平方メートル以内のもの

1 件につき 17,000 円（当該申請又は通知に係る建築物が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 10 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下このアにおいて「確認の特例の場合」という。）にあつては、14,000 円）

30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの

1 件につき 25,000 円（確認の特例の場合にあつては、20,000 円）

100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの

1 件につき 35,000 円（確認の特例の場合にあつては、29,000 円）

200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの

1 件につき 49,000 円

300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの

1 件につき 71,000 円

500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 83,000 円

1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの
1件につき 109, 000円

2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの
1件につき 213, 000円

5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの
1件につき 362, 000円

10, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内のもの
1件につき 491, 000円

20, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内のもの
1件につき 651, 000円

50, 000平方メートルを超えるもの
1件につき 870, 000円

別表第10項第1号に次のように加える。

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する基準に適合する住宅の確認を申請し、又は計画を通知する場合

アの規定により算定した額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として確認を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（床面積の合計）

200平方メートル以内のもの
14, 000円

200平方メートルを超えるもの

16,000円

- (イ) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として確認を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

27,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

47,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

86,000円

5,000平方メートルを超えるもの

129,000円

別表第10項第2号ア中「15,000円」を「17,000円」に改め、同号イ中「10,000円」を「11,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「16,000円」に改め、同号エ中「10,000円」を「11,000円」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 建築物に関する完了検査申請手数料

ア 建築物を建築した場合（ウに掲げる場合及び移転した場合を除く。）

(床面積の合計)

30平方メートル以内のもの

1件につき 17,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては16,000円、当該申請又は通知に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下このアにおいて「検査の特例の場合」という。）にあっては14,000円）

300平方メートルを超え1000平方メートル以内のもの

1件につき 21,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては20,000円、検査の特例の場合にあっては17,000円）

1000平方メートルを超え2000平方メートル以内のもの

1件につき 27,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては26,000円、検査の特例の場合にあっては22,000円）

2000平方メートルを超え3000平方メートル以内のもの

1件につき 36,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、35,000円）

3000平方メートルを超え5000平方メートル以内のもの

1件につき 53,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、51,000円）

5000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1件につき 61,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、59,000円）

10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの

1件につき 80,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、77,000円）

20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの

1件につき 136,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、132,000円）

50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの

1件につき 217,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、209,000円）

100,000平方メートルを超え200,000平方メートル以内のもの

の

1 件につき 279,000 円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、271,000 円）

20,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 353,000 円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、345,000 円）

50,000 平方メートルを超えるもの

1 件につき 480,000 円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては、472,000 円）

イ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

当該移転、修繕又は模様替に係る部分の 2 分の 1 の床面積に該当するアに掲げる額

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項に規定する特定建築行為の完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合

アの規定により算定した額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する一の建築物（(イ)において「工場等」という。）を単位として完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合

次に掲げる当該一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（床面積の合計）

300 平方メートル以内のもの

4,000 円

3 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

6 , 0 0 0 円

1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

8 , 0 0 0 円

2 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 9 , 0 0 0 円

5 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの

3 3 , 0 0 0 円

(イ) 工場等以外の一の建築物を単位として完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合

次に掲げる当該一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

3 0 0 平方メートル以内のもの

1 4 , 0 0 0 円

3 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 8 , 0 0 0 円

1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

2 4 , 0 0 0 円

2 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

4 3 , 0 0 0 円

5 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの

6 5 , 0 0 0 円

(4) 建築物に関する中間検査申請手数料

(床面積の合計)

3 0 平方メートル以内のもの

1 件につき 1 4 , 0 0 0 円

3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの

1 件につき 17,000 円

100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの

1 件につき 20,000 円

200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの

1 件につき 27,000 円

300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの

1 件につき 40,000 円

500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 44,000 円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 54,000 円

2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 93,000 円

5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 149,000 円

10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 180,000 円

20,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 217,000 円

50,000 平方メートルを超えるもの

1 件につき 280,000 円

別表第 10 項第 5 号ア中「15,000 円」を「17,000 円」に改め、
同表第 14 項第 1 号エ(ア)中「(平成 27 年法律第 53 号)」を削り、同表
第 15 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画 1 件につき、次に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として
判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改
築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギ
ー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）及びイにお
いて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（床面積の合計）

200平方メートル以内のもの

33,000円

200平方メートルを超えるもの

36,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は
計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合
計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（床面積の合計）

200平方メートル以内のもの

25,000円

200平方メートルを超えるもの

28,000円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又
は計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

64,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

104,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

175,000円

5,000平方メートルを超えるもの

250,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

48,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

78,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

134,000円

5,000平方メートルを超えるもの

195,000円

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又

は計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（床面積の合計）

300 平方メートル以内のもの

203,000 円

300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの

254,000 円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの

327,000 円

2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの

465,000 円

5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの

572,000 円

10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの

676,000 円

25,000 平方メートルを超えるもの

771,000 円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の非住宅部分の床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

３００平方メートル以内のもの

７９，０００円

３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

１００，０００円

１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの

１３１，０００円

２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの

２１１，０００円

５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの

２７４，０００円

１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの

３２９，０００円

２５，０００平方メートルを超えるもの

３８６，０００円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合

次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の非住宅部分の床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

３００平方メートル以内のもの

１１，０００円

３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの

１７，０００円

１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの

26,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

74,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

115,000円

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

144,000円

25,000平方メートルを超えるもの

180,000円

エ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合

それぞれの部分につき、ア及びウに規定する額を合計した額

オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合
それぞれの部分につき、イ及びウに規定する額を合計した額

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー

一消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(イ)及びイにおいて同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

200平方メートル以内のもの

20,000円

200平方メートルを超えるもの

22,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

200平方メートル以内のもの

16,000円

200平方メートルを超えるもの

17,000円

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

37,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

62,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

109,000円

5,000平方メートルを超えるもの

162,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

29,000円

300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

49,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

88,000円

5,000平方メートルを超えるもの

134,000円

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、計画を通知する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）において同じ。）の床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

107,000円

300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

136,000円

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

177,000円

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

269,000円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

344,000円

10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

410,000円

25,000平方メートルを超えるもの

475,000円

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合

次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

300平方メートル以内のもの

45,000円

300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

59,000円

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

7 9, 0 0 0 円

2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 4 2, 0 0 0 円

5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 9 5, 0 0 0 円

1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの

2 3 7, 0 0 0 円

2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの

2 8 3, 0 0 0 円

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合

次に掲げる当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(床面積の合計)

3 0 0 平方メートル以内のもの

1 1, 0 0 0 円

3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 7, 0 0 0 円

1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの

2 6, 0 0 0 円

2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの

7 4, 0 0 0 円

5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 1 5, 0 0 0 円

1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの

144,000円

25,000平方メートルを超えるもの

180,000円

エ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合

それぞれの部分につき、ア及びウに規定する額を合計した額

オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合

それぞれの部分につき、イ及びウに規定する額を合計した額

別表第15項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合

当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（イ）及びイにおいて同じ。

）の床面積の合計に応じ、前号ア(ア)に規定する場合の例により算定した額

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合

当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計に応じ、
前号ア(イ)に規定する場合の例により算定した額

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び
ロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合

当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計に応じ、
前号イ(ア)に規定する場合の例により算定した額

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び
ロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場
合

当該計画に係る 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計に応じ、
前号イ(イ)に規定する場合の例により算定した額

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合
している旨の判定を受けていた場合

当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合
にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。（イ）及び（ウ）にお
いて同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分
を除く。（イ）において同じ。）の床面積の合計に応じ、前号ウ(ア)に
規定する場合の例により算定した額

(イ) 当該計画に係る建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに適合
している旨の判定を受けていた場合

当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、
前号ウ(イ)に規定する場合の例により算定した額

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合

当該計画に係る 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、
前号ウ(ウ)に規定する場合の例により算定した額

エ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の
用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場
合

それぞれの部分につき、ア及びウに規定する額を合計した額

オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有
する一の建築物を単位として書面を交付する場合

それぞれの部分につき、イ及びウに規定する額を合計した額

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部
改正に伴い、関係手数料について所要の改正をいたしたく、本案を提出する
ものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 建築確認及び各種検査に係る審査項目の増等に伴い、関係手数料の額等
について見直しを行うこと。
- 2 建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられる建築物の範囲
が拡大されることに伴い、同基準に係る適合性判定手数料等において新た
な区分を設けること。
- 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度の廃止に伴
い、同制度に係る手数料を廃止すること。

議案第 27 号

釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条―第 9 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 10 条―第 12 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 13 条―第 21 条）

第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会（第 22 条）

第 6 章 補則（第 23 条）

第 22 条を第 23 条とし、同条の前に次の章名を付する。

第 6 章 補則

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会

第 22 条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、釧路市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員会に委員長を置く。

- 6 委員会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する合議体で、調査審議することができる。
- 7 前項の合議体に長を置く。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年釧路市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「別表第 1 第 2 2 項及び第 2 3 項」を「別表第 1 第 2 3 項及び第 2 4 項」に改め、同条第 5 項中「別表第 1 第 2 3 項」を「別表第 1 第 2 4 項」に改める。

第 3 条第 4 項及び第 5 項中「別表第 1 第 2 3 項」を「別表第 1 第 2 4 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「及び障害支援区分等審査会の会長」を「、障害支援区分等審査会及び災害弔慰金等支給審査委員会の会長又は委員長」に、「、会長」を「、会長又は委員長」に改める。

別表第 1 中第 2 3 項を第 2 4 項とし、第 1 1 項から第 2 2 項までを 1 項ずつ繰り下げ、

「

9 介護認定審査会	会長及び合議体の長	1 回	1 6 , 9 0 0	2 級
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級
10 障害支援区分等審査会	会長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級

を

」

9 介護認定審査会	会長及び合議体の長	1 回	1 6 , 9 0 0	2 級	に
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
10 障害支援区分等審査会	会長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	
11 災害弔慰金等支給審査委員会	委員長及び合議体の長		1 6 , 9 0 0	2 級	
	委員		1 2 , 0 0 0	2 級	

改め、同表備考第 2 項中「第 2 3 項」を「第 2 4 項」に改める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための審査委員会の設置について定めたく、本案を提出するものである。

議案第 28 号

釧路市保育に関する条例の一部を改正する条例

釧路市保育に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「地域子育て支援拠点センター」を「地域子育て支援センター」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

センターの名称	位置
釧路市子育て支援総合センター	釧路市幸町 9 丁目 1 番地（釧路市交流プラザさいわい内）
釧路市中部子育て支援センター	釧路市芦野 3 丁目 10 番 9 号
釧路市西部子育て支援センター	釧路市鳥取北 4 丁目 21 番 8 号

第 3 条第 2 項の表釧路市立桜ヶ岡保育園の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の表の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市地域子育て支援拠点センターの再編及び釧路市立桜ヶ岡保育園の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 29 号

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
釧路市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」と
いう。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第
1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3
項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る
連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 27 条に規定する小規模保育
事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号
において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業
A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満た
すと認めるときは、前項第 2 号」を「いずれかを満たすときは、第 1 項第 2
号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第 4 項とする。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす
るための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の
ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著し

く困難であること。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供及び連携施設の確保に係る基準について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 30 号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年釧路市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号」を「いずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第 4 項とする。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進

のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４２条第１項の次に次の２項を加える。

２ 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(１) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(２) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５項中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２１日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に係る基準

について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 31 号

釧路市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

釧路市老人福祉施設条例（平成 17 年釧路市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表釧路市大楽毛老人福祉センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市大楽毛老人福祉センターの廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 32 号

釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釧路市国民健康保険条例（平成 18 年釧路市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 17 条の 10 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 26 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 26 条の 4 第 1 項及び第 2 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 保険料の賦課限度額関係

- (1) 基礎賦課額に係る賦課限度額を 6 6 万円とすること。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 2 6 万円とすること。

2 保険料の軽減措置関係

- (1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を 3 0 万 5 , 0 0 0 円とすること。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 2 割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を 5 6 万円とすること。

議案第 33 号

釧路市公設地方卸売市場業務規程の一部を改正する条例

釧路市公設地方卸売市場業務規程（平成 17 年釧路市条例第 305 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

冷蔵倉庫使用料	月額 1,500,000 円
---------	----------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

釧路市公設地方卸売市場における冷蔵倉庫の供用開始に伴い、その使用料について規定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 3 4 号

釧路市牧場条例の一部を改正する条例

釧路市牧場条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表を次のように改める。

区分		単位	使用料等の額	
			市内家畜飼養者	第 7 条ただし書による利用者
放牧料	乳牛（生後 6 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	290 円	370 円
	馬（2 歳以上）	1 頭 1 日当たり	330 円	410 円
	馬（親子連れ）	1 組 1 日当たり	370 円	440 円
	肉用牛	1 頭 1 日当たり	290 円	370 円
	肉専用牛（生後 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	250 円	330 円
	肉専用牛（親子連れ）	1 組 1 日当たり	290 円	370 円
	自主管理家畜	1 頭 1 日当たり	160 円	220 円
舎飼料	乳牛（生後 1 0 日齢以上 1 7 月齢未満）	1 頭 1 日当たり	620 円	690 円
	乳牛（生後 1 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	690 円	760 円
	肉用牛	1 頭 1 日当たり	760 円	850 円
	肉専用牛（生後 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	730 円	820 円
	肉専用牛（親子連れ）	1 組 1 日当たり	760 円	850 円
	肉用肥育牛	1 頭 1 日当たり	930 円	—
人工授精捕獲料		1 頭 1 放牧期間当たり	2,900 円 （受精卵移植を行う場合には、5,800 円）	3,700 円 （受精卵移植を行う場合には、7,400 円）
乾草料	乾草 1 級品	1 キログラム当たり	40 円	—
	乾草 2 級品	1 キログラム当たり	30 円	—

	乾草 3 級品	1 キログラム当 たり	10円	—
採 草 料	生草 上畑	年 1 0 アール当 たり	4,640円	—
	生草 中畑	年 1 0 アール当 たり	3,030円	—
	生草 下畑	年 1 0 アール当 たり	2,610円	—

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における新野牧場、音羽牧場、鶴丘牧場、第二音羽牧場、大正牧場、紀ノ丘牧場、共和牧場、中仁々志別牧場及び下仁々志別牧場の利用に係る使用料等については、改正後の別表第 1 項の表の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

区分		単位	使用料等の額	
			市内家畜飼 養者	第 7 条ただ し書による 利用者
放 牧 料	乳牛（生後 6 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	250円	370円
	馬（2 歳以上）	1 頭 1 日当たり	280円	410円
	馬（親子連れ）	1 組 1 日当たり	320円	440円
	肉用牛	1 頭 1 日当たり	250円	370円
	肉専用牛（生後 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	220円	330円
	肉専用牛（親子連れ）	1 組 1 日当たり	250円	370円
	自主管理家畜	1 頭 1 日当たり	140円	220円
舎 飼 料	乳牛（生後 1 0 日齢以上 1 7 月齢未満）	1 頭 1 日当たり	530円	690円
	乳牛（生後 1 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	590円	760円
	肉用牛	1 頭 1 日当たり	650円	850円
	肉専用牛（生後 7 月齢以上）	1 頭 1 日当たり	630円	820円
	肉専用牛（親子連れ）	1 組 1 日当たり	650円	850円
	肉用肥育牛	1 頭 1 日当たり	790円	—
			2,500円	3,700円

人工授精捕獲料		1 頭 1 放牧期間 当たり	(受精卵移植を行う場合には、5,000円)	(受精卵移植を行う場合には、7,400円)
乾草料	乾草 1 級品	1 キログラム当たり	30円	—
	乾草 2 級品	1 キログラム当たり	20円	—
	乾草 3 級品	1 キログラム当たり	10円	—
採草料	生草 上畑	年 1 0 アール当たり	4,000円	—
	生草 中畑	年 1 0 アール当たり	2,610円	—
	生草 下畑	年 1 0 アール当たり	2,250円	—

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

牧草地、牛舎の整備等に伴い、市営牧場の使用料等を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 35 号

釧路市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準
に関する条例の一部を改正する条例

釧路市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成 25 年釧路市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、政令の引用条項について規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 36 号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成 17 年釧路市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「同項の表の（二）に該当する建築物にあっては、同表（三）の当該欄に掲げる割合」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める割合に積雪荷重を考慮したもの」に改め、同条第 2 項中「同項の表二の第 43 条第 1 項の表の（二）に掲げる建築物に該当する建築物にあっては、同表の第 43 条第 1 項の表の（一）又は（三）に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値」を「規則で定めるところにより、同項に規定する国土交通大臣が定める基準に積雪荷重を考慮したもの」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

- 第 17 条の 2 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱について、当該増築又は改築により構造耐力上支障が生じないと市長が認めるときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径に対しては、同項の規定は、適用しない。
- 2 法第 3 条第 2 項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分と相互に応力を伝えない構造方法のみで接するときは、当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組に対しては、同条各項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までに工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造の建築物（延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。）については、この条例による改正後の建築基準法施行条例第17条に規定する基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、この条例による改正前の建築基準法施行条例（次項において「改正前の条例」という。）第17条に規定する基準によることができる。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により改正前の条例に規定する基準によることができるとされる基準に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、多雪区域内における木造建築物の柱の小径及び軸組に係る基準について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 37 号

釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術
管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

釧路市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年釧路市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号を改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 7 号を改め、同号を同項第 9 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定中「いう。）」を」の次に「、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を」を加え、「第 34 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改める。

第 2 条のうち、第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号までを改め、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に 2 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

建設業法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 38 号

釧路市立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 釧路市立学校設置条例（平成 17 年釧路市条例第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

同 音別中学校	同 音別町中園 2 丁目 2 番地
---------	-------------------

」

を

「

同 音別中学校	同 音別町中園 2 丁目 1 番地
---------	-------------------

」

に改める。

第 2 条 釧路市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

同 新陽小学校	同 新富士町 4 丁目 6 番 8 号
同 大楽毛小学校	同 大楽毛 4 丁目 10 番 11 号

」

を

「

同 新陽小学校	同 新富士町 4 丁目 6 番 8 号
---------	---------------------

」

に、

「

同 阿寒小学校	同 阿寒町富士見 1 丁目 17 番 1 号
同 音別小学校	同 音別町中園 2 丁目 1 番地

」

を

「

同 阿寒小学校	同 阿寒町富士見 1 丁目 17 番 1 号
---------	------------------------

」

に改める。

別表第 3 中

同	山花中学校	同	山花 1 4 線 1 3 2 番地
同	大楽毛中学校	同	大楽毛 1 丁目 1 0 番 1 号

を

同	山花中学校	同	山花 1 4 線 1 3 2 番地
---	-------	---	-------------------

に、

同	阿寒中学校	同	阿寒町北新町 2 丁目 4 番 1 号
同	音別中学校	同	音別町中園 2 丁目 1 番地

を

同	阿寒中学校	同	阿寒町北新町 2 丁目 4 番 1 号
---	-------	---	---------------------

に改める。

別表第 4 に次のように加える。

同	大楽毛学園	同	大楽毛 1 丁目 1 0 番 1 号
同	音別義務教育学 校	同	音別町中園 2 丁目 1 番地

第 3 条 釧路市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

同	音別義務教育学 校	同	音別町中園 2 丁目 1 番地
---	--------------	---	-----------------

を

同	音別義務教育学 校	同	音別町中園 2 丁目 2 番地
---	--------------	---	-----------------

に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 教育委員会規則で定める日

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

釧路市がめざす学校のすがた基本計画に基づく義務教育学校 2 校の設置等に
に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 39 号

釧路市交流プラザさいわい条例の一部を改正する条例

釧路市交流プラザさいわい条例（平成 17 年釧路市条例第 261 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 階の部を削り、同表 2 階の部洋室の項中

「

201 号	1,210	1,700	1,700	4,610	を
-------	-------	-------	-------	-------	---

」

「

201 号	1,210 円	1,700 円	1,700 円	4,610 円	に
-------	---------	---------	---------	---------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

多目的ホールの廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 4 0 号

釧路市阿寒国際ツルセンター条例の一部を改正する条例

釧路市阿寒国際ツルセンター条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 3 条中「ツルセンター」を「釧路市阿寒国際ツルセンター（以下「ツルセンター」という。）」に改める。

別表備考を次のように改める。

備考 団体は、1 5 人以上の場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（釧路市湿原関連施設共通使用料条例の一部改正）

2 釧路市湿原関連施設共通使用料条例（平成 1 9 年釧路市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「（タンチョウ観察センターを含む。以下同じ。）」を削る。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

タンチョウ観察センターの廃止に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 4 1 号

釧路市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

釧路市消防団員退職報償金支給条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 3 5 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

30年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

「

を

30年以上 35年未満	35年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に準
拠し、勤務年数が３５年以上である消防団員の退職報償金を増額いたしたく、
本案を提出するものである。

議案第 4 2 号

釧路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 1 2 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり釧路市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

記

1 郵便局の名称

- (1) 大楽毛郵便局
- (2) イオンモール釧路昭和内郵便局
- (3) 釧路桜ヶ岡郵便局

2 郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 郵便局において取り扱う事務の取扱期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了の 3 か月前までに市及び日本郵便株式会社が郵便局において取り扱う事務の取扱期間の延長に合意した場合は、取扱期間を 1 年間延長

するものとし、以後も同様とする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

釧路市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

(参 考)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律抜粋

(郵便局の指定等)

第 3 条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1) その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

(2) 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備（前条第 9 号に掲げる事務にあつては、第 2 号措置を適正かつ確実にを行うために必要な施設及び設備を含む。）として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

(3) 個人情報データの適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置（前条第 9 号に掲げる事務にあつては、第 2 号措置を適正かつ確実にを行うために必要な措置を含む。）として総務省令で定める措置が講じられていること。

(4) その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(4、5 項 略)

(郵便局における事務の取扱い)

第 2 条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第 1 項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

(1～5 号 略)

(6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項

の規定に基づく同法第3条第1項の個人番号カード用署名用電子証明書
 (以下この号において「個人番号カード用署名用電子証明書」という。
)の発行の申請の受付、同条第3項及び同法第3条の2第4項において準用する場
 合を含む。以下この号において同じ。)の署名利用者確認のための書類
 の受付並びに当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録
 した同法第3条第4項及び同法第3条の2第2項において準用する場合を含む。)の
 個人番号カードの引渡し並びに同法第9条第1項の規定に基づく個人
 番号カード用署名用電子証明書の失効を求め旨の申請の受付並びに同
 条第2項において準用する同法第3条第3項及び同法第9条第3項にお
 いて準用する同法第3条の2第2項において準用する同法第3条第3項
 の署名利用者確認のための書類の受付
 (7) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する
 法律第22条第1項及び第22条の2第1項の規定に基づく同法第22
 条第1項の個人番号カード利用者証明用電子証明書(以下この号にお
 いて「個人番号カード利用者証明用電子証明書」という。)の発行の
 申請の受付、同条第3項及び同法第22条の2第2項において準用する
 同法第22条第3項(同法第22条の2第4項において準用する場合を
 含む。以下この号において同じ。)の利用者証明利用者確認のための書
 類の受付並びに当該申請に係る個人番号カード利用者証明用電子証明
 書を記録した同法第22条第4項及び同法第22条の2第2項において
 準用する同法第22条第4項(同法第22条の2第4項において準用す
 る場合を含む。)の個人番号カードの引渡し並びに同法第28条第1項
 の規定に基づく個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求め
 る旨の申請の受付並びに同条第2項において準用する同法第22条第3
 項及び同法第28条第3項において準用する同法第22条の2第2項に
 おいて準用する同法第22条第3項の利用者証明利用者確認のための書
 類の受付
 (以下 略)

議案第 4 3 号

令和 6 年度釧路市一般会計補正予算

令和 6 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,613,181 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 111,960,968 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更及び追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		24,833,104	1,035,181	25,868,285
	1 国庫負担金	17,738,696	988,660	18,727,356
	2 国庫補助金	7,048,759	46,521	7,095,280
16 道支出金		6,448,049	375,945	6,823,994
	1 道負担金	5,008,809	342,419	5,351,228
	2 道補助金	1,003,911	33,526	1,037,437
18 寄附金		3,110,146	138,611	3,248,757
	1 寄附金	3,110,146	138,611	3,248,757
19 繰入金		5,197,093	527,544	5,724,637
	2 基金繰入金	5,178,509	527,544	5,706,053
22 市債		9,721,835	535,900	10,257,735
	1 市債	9,721,835	535,900	10,257,735
歳入合計		109,347,787	2,613,181	111,960,968

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		12,540,005	85,466	12,625,471
	1 総務管理費	12,199,113	85,466	12,284,579
3 民生費		34,100,199	1,779,901	35,880,100
	1 社会福祉費	7,950,909	588,742	8,539,651
	3 児童福祉費	10,259,836	899,112	11,158,948
	4 生活保護費	12,006,461	292,047	12,298,508
4 衛生費		4,283,322	33,500	4,316,822
	1 保健衛生費	1,847,831	33,500	1,881,331
6 農林水産業費		1,303,214	21,517	1,324,731
	1 農業費	719,024	1,108	720,132
	3 水産業費	129,326	20,409	149,735
8 土木費		6,837,388	84,036	6,921,424
	2 道路橋梁費	3,372,722	63,036	3,435,758
	5 公園費	611,617	21,000	632,617
9 港湾費		1,695,913	190,350	1,886,263
	1 港湾費	1,695,913	190,350	1,886,263
11 教育費		9,217,101	18,411	9,235,512
	1 総務費	5,652,035	18,261	5,670,296
	6 社会教育費	1,344,790	150	1,344,940
14 諸支出金		11,231,791	400,000	11,631,791
	1 特別会計繰出金	11,231,791	400,000	11,631,791
歳出合計		109,347,787	2,613,181	111,960,968

第2表 繰越明許費補正

区 分	款	項	事 業 名	金 額
				千円
追 加	8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	市 道 整 備 事 業	63,036
		5 公 園 費	公 園 整 備 事 業	21,000
	9 港 湾 費	1 港 湾 費	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	190,350
	10 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業	44,938
	14 諸 支 出 金	1 特別会計繰出金	水 道 事 業 会 計 出 資 金	300,000

第3表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
	市有施設補修・改修事業費	令和7年度	103,894
	利用者支援事業費	令和7年度	5,170
	大 家 畜 特 別 支 援 資 金 利 子 補 給 費	令和7年度から令和31年度まで	1,244
	道路維持補修費	令和7年度	14,409
	市道整備事業費	令和7年度	93,100
追 加	低地帯浸水対策事業費	令和7年度	9,317
	公園維持管理費	令和7年度	6,029
	港湾施設整備費	令和7年度	44,671
	国直轄港湾工事負担金	令和7年度	77,250
	学校施設保安維持費	令和7年度	9,075
	高等学校施設整備費	令和7年度	3,036

第4表 地 方 債 補 正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
変 更	市 道 整 備 事 業 費	千円 911,600	千円 26,900	千円 938,500
	公 園 整 備 費	71,400	10,500	81,900
	国 直 轄 港 湾 工 事 負 担 金	799,900	190,300	990,200
	水 道 事 業 会 計 出 資 金	1,308,800	300,000	1,608,800
追 加	林 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	2,500	2,500
	道 路 橋 梁 災 害 復 旧 費	0	2,210	2,210
	清 掃 施 設 災 害 復 旧 費	0	1,790	1,790
	中 学 校 災 害 復 旧 費	0	1,700	1,700
計		9,721,835	535,900	10,257,735

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金	24,833,104	1,035,181	25,868,285
16 道 支 出 金	6,448,049	375,945	6,823,994
18 寄 附 金	3,110,146	138,611	3,248,757
19 繰 入 金	5,197,093	527,544	5,724,637
22 市 債	9,721,835	535,900	10,257,735
歳 入 合 計	109,347,787	2,613,181	111,960,968

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	12,540,005	85,466	12,625,471	0	0	20,000	65,466
3 民 生 費	34,100,199	1,779,901	35,880,100	1,343,120	0	100	436,681
4 衛 生 費	4,283,322	33,500	4,316,822	0	1,790	0	31,710
6 農林水産業費	1,303,214	21,517	1,324,731	17,805	0	100	3,612
8 土 木 費	6,837,388	84,036	6,921,424	46,521	37,400	0	115
9 港 湾 費	1,695,913	190,350	1,886,263	0	190,300	0	50
11 教 育 費	9,217,101	18,411	9,235,512	3,680	1,700	18,411	△ 5,380
12 災 害 復 旧 費	15,000	0	15,000	0	4,710	0	△ 4,710
14 諸 支 出 金	11,231,791	400,000	11,631,791	0	300,000	100,000	0
歳 出 合 計	109,347,787	2,613,181	111,960,968	1,411,126	535,900	138,611	527,544

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	24,833,104	1,035,181	25,868,285			
1 国庫負担金	17,738,696	988,660	18,727,356			
1 民生費負担金	17,738,696	984,980	18,723,676	1 社会福祉費負担金	294,203	障害福祉サービス費 (率1/2)
				2 児童福祉費負担金	471,742	障害児通所給付費 (率1/2) 委託保育所費 (率1/2) 幼稚園給付費 (率1/2) 認定こども園給付費 (率1/2)
				3 生活保護費負担金	219,035	生活保護費 (率3/4)
3 災害復旧費負担金	0	3,680	3,680	1 教育施設災害復旧費負担金	3,680	中学校災害復旧費 (率2/3)
2 国庫補助金	7,048,759	46,521	7,095,280			
4 土木費補助金	1,102,727	46,521	1,149,248	2 道路橋梁費補助金	36,021	市道整備事業費 (率6/10)
				4 公園費補助金	10,500	公園整備費 (率1/2)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金						
1 道負担金	6,448,049	375,945	6,823,994			
1 民生費負担金	5,008,809	342,419	5,351,228			
	4,874,324	342,419	5,216,743	1 社会福祉費負担金	147,101	障害福祉サービス費 (率1/4)
				2 児童福祉費負担金	195,318	障害児通所給付費 (率1/4) 委託保育所費 (率1/4) 幼稚園給付費 (率1/4) 認定こども園給付費 (率1/4)
						147,101 65,787 15,802 9,906 103,823
2 道補助金	1,003,911	33,526	1,037,437			
2 民生費補助金	700,423	15,721	716,144	3 児童福祉費補助金	15,721	幼稚園給付費 (率1/2) 認定こども園給付費 (率1/2)
				1 農業費補助金	5	大家畜特別支援資金利子補給費 (率2/3)
5 農林水産業費補助金	205,856	17,805	223,661			5
				3 水産業費補助金	17,800	漁業経営改善等事業費 (率1/2) 衛生管理用車両導入事業費 (率1/2) 魚価安定対策事業費 (率1/2)
						2,300 2,900 12,600

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金						
1 寄附金	3,110,146	138,611	3,248,757			
3 教育費寄附金	3,110,146	138,611	3,248,757			
	1,050	18,411	19,461	1 総務費寄附金	18,261	教育振興基金積立金
				2 社会教育費寄附金	150	マリモ保護基金積立金
4 民生費寄附金	4,495	100	4,595	1 社会福祉費寄附金	100	福祉基金積立金
6 諸支出金寄附金	100,000	100,000	200,000	1 特別会計繰出金寄附金	100,000	病院事業会計繰出金
7 総務費寄附金	1,000	20,000	21,000	1 総務管理費寄附金	20,000	地域振興基金積立金
8 農林水産業費寄附金	500	100	600	1 農業費寄附金	100	地域振興基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	5,197,093	527,544	5,724,637			
1 財政調整基金繰入金	5,178,509	527,544	5,706,053			
	4,191,946	527,544	4,719,490	2 財政調整基金繰入金	527,544	財政調整基金繰入金
						527,544

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
22 市債						
1 市債	9,721,835	535,900	10,257,735			
6 土木債	9,721,835	535,900	10,257,735			
	2,377,600	37,400	2,415,000	1 道路橋梁債	26,900	市道整備事業費
				3 公園債	10,500	公園整備費
7 港湾債	1,055,900	190,300	1,246,200	1 港湾債	190,300	国直轄港湾工事負担金
10 特別会計出資債	1,308,800	300,000	1,608,800	1 特別会計出資債	300,000	水道事業会計出資金
13 災害復旧債	0	8,200	8,200	1 農林水産業施設災害復旧債	2,500	林業施設災害復旧費
				2 土木施設災害復旧債	2,210	道路橋梁災害復旧費
				3 衛生施設災害復旧債	1,790	清掃施設災害復旧費
				4 教育施設災害復旧債	1,700	中学校災害復旧費
歳 入 合 計	109,347,787	2,613,181	111,960,968			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
2	総務費		12,540,005	85,466	12,625,471	特定財源 一般財源			
1	総務管理費		12,199,113	85,466	12,284,579	特定財源 一般財源			
5	企画振興費		5,845,310	85,466	5,930,776	特定財源 [内訳] 寄附金 一般財源	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	65,466 20,000	公共交通活性化事業費 生活交通バス路線運行維持対 策補助金 地域振興基金積立金 65,466 20,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 民生費	34,100,199	1,779,901	35,880,100	特定財源 1,343,220 一般財源 436,681			
1 社会福祉費	7,950,909	588,742	8,539,651	特定財源 441,404 一般財源 147,338			
1 総務費	409,782	100	409,882	特定財源 100 〔内訳〕 寄附金 100	24 積立金	100	福祉基金積立金 100
2 自立支援給付費	7,321,987	588,642	7,910,629	特定財源 441,304 〔内訳〕 国庫支出金 294,203 道支出金 147,101 一般財源 147,338	11 役務費 19 扶助費	236 588,406	障害福祉サービス費 588,642
3 児童福祉費	10,259,836	899,112	11,158,948	特定財源 682,781 一般財源 216,331			
1 総務費	5,808,054	263,503	6,071,557	特定財源 197,361 〔内訳〕 国庫支出金 131,574 道支出金 65,787 一般財源 66,142	11 役務費 19 扶助費	354 263,149	障害児通所給付費 263,503

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明	明
							区分	金額		
		2 保育費	4,397,412	635,609	5,033,021	特定財源 [内訳] 国庫支出金 道支出金 一般財源	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	75,366 560,243	施設型給付費 委託保育所費 幼稚園給付費 認定こども園給付費	635,609 75,366 51,521 508,722
	4	生活保護費	12,006,461	292,047	12,298,508	特定財源 一般財源				
	1	扶助費	12,006,461	292,047	12,298,508	特定財源 [内訳] 国庫支出金 一般財源	19 扶助費	292,047	扶助費	292,047

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
4	衛生費		4,283,322	33,500	4,316,822	特定財源 一般財源		1,790 31,710	
1	保健衛生費		1,847,831	33,500	1,881,331	一般財源		33,500	
1	総務費		772,516	33,500	806,016	一般財源	18 負担金補助 及び交付金	33,500	地域医療対策費 医師確保対策事業費 33,500
2	清掃費		2,435,491	0	2,435,491	特定財源 一般財源		1,790 △1,790	
1	総務費		967,480	0	967,480	特定財源 [内訳] 市債		1,300	
						一般財源		△1,300	
2	ごみ処理費		1,267,909	0	1,267,909	特定財源 [内訳] 市債		490	
						一般財源		△490	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
6	農林水産業費		1,303,214	21,517	1,324,731	特定財源 一般財源			
1	農業費		719,024	1,108	720,132	特定財源 一般財源			
2	農業振興費		366,704	1,100	367,804	特定財源 [内訳] 寄附金	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	1,000 100	農業担い手確保対策事業費 地域振興基金積立金 1,000 100
3	畜産業費		243,464	8	243,472	特定財源 [内訳] 道支出金	18 負担金補助 及び交付金	8	大家畜特別支援資金利子補給費
3	水産業費		129,326	20,409	149,735	一般財源 特定財源 一般財源			
2	振興費		102,275	20,409	122,684	特定財源 [内訳] 道支出金	18 負担金補助 及び交付金	20,409	漁業経営改善等事業費 衛生管理用車両導入事業費 赤潮対策支援事業費 魚価安定対策事業費 2,300 2,900 2,609 12,600

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
9	港湾費		1,695,913	190,350	1,886,263	特定財源 一般財源			
	1	港湾費	1,695,913	190,350	1,886,263	特定財源 一般財源			
	2	建設費	849,246	190,350	1,039,596	特定財源 [内訳] 市債 一般財源	18 負担金補助 及び交付金	190,350	国直轄港湾工事負担金
						190,300 50 190,300 50 190,300 50			190,350

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 教育費	9,217,101	18,411	9,235,512	特定財源 23,791 一般財源 △5,380			
1 総務費	5,652,035	18,261	5,670,296	特定財源 18,261			
2 事務局費	1,184,711	18,261	1,202,972	特定財源 18,261 [内訳] 寄附金	24 積立金	18,261	教育振興基金積立金 18,261
3 中学校費	542,365	0	542,365	特定財源 5,380 一般財源 △5,380			
1 管理費	397,343	0	397,343	特定財源 5,380 [内訳] 国庫支出金 3,680 市債 1,700			
6 社会教育費	1,344,790	150	1,344,940	一般財源 △5,380			
2 文化財保護費	109,302	150	109,452	特定財源 150 特定財源 150 [内訳] 寄附金 150	24 積立金	150	マリモ保護基金積立金 150

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
							区分	金額	
12	災害復旧費		15,000	0	15,000	特定財源 4,710 一般財源 △4,710			
1	農林水産業施設 災害復旧費		4,000	0	4,000	特定財源 2,500 一般財源 △2,500			
	1 林業施設災害復 旧費		4,000	0	4,000	特定財源 2,500 [内訳] 市債 2,500			
	2 土木施設災害復 旧費		11,000	0	11,000	一般財源 △2,500 特定財源 2,210 一般財源 △2,210			
	1 道路橋梁災害復 旧費		8,000	0	8,000	特定財源 2,210 [内訳] 市債 2,210 一般財源 △2,210			

繰越明許費に関する事項

8款 土 木 費

2項 道 路 橋 梁 費

3目 道路新設改良費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
市道整備事業	3 職員手当等	千円 4,502	千円 902	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅 費	3,328	102	
	10 需用費	4,845	1,660	
	11 役 務 費	608	0	
	12 委託料	139,110	0	
	13 使用料及び賃借料	1,680	337	
	14 工事請負費	882,836	60,035	
	15 原材料費	606	0	
	16 公有財産購入費	1,000	0	
	18 負担金補助及び交付金	113,913	0	
	計	1,152,428	63,036	
財 源 内 訳	国庫補助金	264,413	36,021	
	市 債	784,200	26,900	
	一般財源	103,815	115	

繰越明許費に関する事項

8款 土木費

5項 公園費

2目 建設費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
公園整備事業	3 職員手当等	千円 925	千円 0	国の繰越承認事業として実施する。
	8 旅 費	990	0	
	10 需用費	1,933	0	
	11 役 務 費	56	0	
	12 委 託 料	7,000	0	
	13 使用料及び賃借料	478	0	
	14 工事請負費	140,912	21,000	
	18 負担金補助及び交付金	1,562	0	
	26 公 課 費	9	0	
	計	153,865	21,000	
財 源 内 訳	国庫補助金	64,000	10,500	
	市 債	69,300	10,500	
	一 般 財 源	20,565	0	

繰越明許費に関する事項

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

2目 建 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
国直轄港湾工事負担金	18 負担金補助 及び交付金	千円 990,300	千円 190,350	国の繰越承認事業 として実施する。
財 源 内 訳	市 債 一 般 財 源	990,200 100	190,300 50	

繰越明許費に関する事項

10款 消 防 費

1項 消 防 費

3目 施 設 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
消防車両購入事業	8 旅 費	千円 236	千円 168	国の繰越承認事業として実施する。
	11 役 務 費	301	99	
	17 備 品 購 入 費	172,798	44,638	
	26 公 課 費	263	33	
	計	173,598	44,938	
財 源 内 訳	国庫補助金	15,080	13,353	
	市 債	153,300	26,900	
	一 般 財 源	5,218	4,685	

繰越明許費に関する事項

14款 諸 支 出 金

1項 特別会計繰出金

1目 特別会計繰出金

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
水道事業会計出資金	27 繰 出 金	千円 1,630,000	千円 300,000	国の繰越承認事業として実施する。
財 源 内 訳	雑 入	21,160	0	
	市 債	1,608,800	300,000	
	一 般 財 源	40	0	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担額		前年度末までの 支出見込額		当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額	千円	千円	金額	千円	左の財源内訳	
										特定財源	一般財源
追加	市有施設 補修・改修事業費	令7	103,894	令7	103,894	-	-	-	-	負担金 1,271 基金繰入金 15,400 計 16,671	87,223
	利用者支援事業費	令7	5,170	令7	5,170	-	-	-	-	国庫補助金 2,585	2,585
	大家畜特別 資金利子補給費	令7～令31	1,244	令7～令31	1,244	-	-	-	-	道補助金 829	415
	道路維持補修費	令7	14,409	令7	14,409	-	-	-	-	市債 14,400	9
	市道整備事業費	令7	93,100	令7	93,100	-	-	-	-	市債 93,100	0
	低地帯浸水対策事業費	令7	9,317	令7	9,317	-	-	-	-	0	9,317
	公園維持管理費	令7	6,029	令7	6,029	-	-	-	-	基金繰入金 3,029	3,000
	港湾施設整備費	令7	44,671	令7	44,671	-	-	-	-	市債 44,600	71

区 分	事 項	限 度		負 担		前 年 度 未 了 支 出 見 込 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額		翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			
		期 間	金 額	期 間	金 額		左 の 財 源 内 訳	金 額	左 の 財 源 内 訳	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源
追 加	国直轄港湾工事負担金	令7	77,250	令7	77,250	-	-	-	77,250	市債	77,200	50
	学校施設保安維持費	令7	9,075	令7	9,075	-	-	-	9,075	0	9,075	
	高等学校施設整備費	令7	3,036	令7	3,036	-	-	-	3,036	0	3,036	
補 正 前	合 計	-	26,451,231	-	26,112,568	元 金 12,723,022 割増金 106,265 計 12,829,287	元 金 8,981,003 割増金 4,232 計 8,985,235	4,920,493	4,064,742	4,408,543	1,609,564	2,798,979
26,818,426			26,479,763				4,775,738			1,861,978	2,913,760	

正 補 書 明 細 費 与 給

2 一 般 職 職 括
(1) 総

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計	(千円)		
補 正 後	(782) 1,467	1,245,837	5,763,333	5,035,478	12,044,648		14,104,200	
補 正 前	(782) 1,467	1,245,837	5,763,333	5,034,576	12,043,746		14,103,298	
比 較	(0) 0	0	0	902	902		902	

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外数で記載している。

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計	(千円)		
補 正 後	(782) 1,467	1,245,837	5,763,333	5,035,478	12,044,648		14,104,200	
補 正 前	(782) 1,467	1,245,837	5,763,333	5,034,576	12,043,746		14,103,298	
比 較	(0) 0	0	0	902	902		902	

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計	(千円)		
補 正 後	(4) 1,416	—	5,315,314	4,397,017	9,712,331		11,432,990	
補 正 前	(4) 1,416	—	5,315,314	4,396,115	9,711,429		11,432,088	
比 較	(0) 0	—	0	902	902		902	

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 児 童 手 当	管 理 職 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職 員 手 当	補 正 後	169,635	97,700	246,700	155,994	1,074,319	1,025,643	123,837
	補 正 前	169,635	97,700	246,700	155,994	1,074,319	1,025,643	123,837
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
等 の 内 訳	区 分	教 員 特 別 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	夜 勤 休 日 給	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当	合 計
	補 正 後	4,800	50,662	172,201	1,945	—	9,600	4,397,017
	補 正 前	4,800	50,662	171,299	1,945	—	9,600	4,396,115
	比 較	0	0	902	0	—	0	902

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)		事 由 別 内 訳 (千円)		説 明 (千円)		備 考	
	増	減	増	減	増	減	増	減
職 員 手 当 等	902		2	その他の増減分	902			

議案第 4 4 号

令和 6 年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5 , 2 3 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 5 , 8 2 5 , 9 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険収入		15,720,741	105,236	15,825,977
	2 道支出金	11,603,074	105,236	11,708,310
歳入合計		15,720,741	105,236	15,825,977

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険費		15,720,741	105,236	15,825,977
	2 保険給付費	11,202,807	100,000	11,302,807
	5 諸支出金	237,631	5,236	242,867
歳出合計		15,720,741	105,236	15,825,977

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 道 支 出 金	11,603,074	105,236	11,708,310
歳 入 合 計	15,720,741	105,236	15,825,977

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 保 険 給 付 費	11,202,807	100,000	11,302,807	100,000	0	0	0
5 諸 支 出 金	237,631	5,236	242,867	5,236	0	0	0
歳 出 合 計	15,720,741	105,236	15,825,977	105,236	0	0	0

2. 歳入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険収入	15,720,741	105,236	15,825,977			
2 道支出金	11,603,074	105,236	11,708,310			
1 道補助金	11,603,074	105,236	11,708,310	1 保険給付費等 普通交付金	100,000	普通交付金 100,000
				2 保険給付費等 特別交付金	5,236	へき地診療所運営費等 (率2 / 3) 5,236
歳 入 合 計	15,720,741	105,236	15,825,977			

(単位：千円)

(単位：千円)

議案第 4 5 号

令和 6 年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,000 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 509,409 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険阿寒		501,409	8,000	509,409
診療所事業収入	1 診療収入	153,005	2,764	155,769
	4 繰入金	337,175	5,236	342,411
歳入合計		501,409	8,000	509,409

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険阿寒		501,409	8,000	509,409
診療所事業費	2 医療費	64,737	8,000	72,737
歳出合計		501,409	8,000	509,409

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 診 療 収 入	153,005	2,764	155,769
4 繰 入 金	337,175	5,236	342,411
歳 入 合 計	501,409	8,000	509,409

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 医 業 費	64,737	8,000	72,737	0	0	8,000	0
歳 出 合 計	501,409	8,000	509,409	0	0	8,000	0

2. 歳入

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険阿寒診療所事業収入	501,409	8,000	509,409			
1 診療収入	153,005	2,764	155,769			
1 入院収入	79,206	2,764	81,970	1 現年度分	2,764	診療報酬
4 繰入金	337,175	5,236	342,411			
2 事業勘定繰入金	124,396	5,236	129,632	1 事業勘定繰入金	5,236	国民健康保険特別会計繰入金
歳 入 合 計	501,409	8,000	509,409			

(単位：千円)

(単位：千円)

議案第 4 6 号

令和 6 年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の追加）

第 1 条 予算第 3 条を第 4 条とし、第 2 条中「第 2 表」を「第 3 表」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

2 予算第 2 表を第 3 表とし、第 1 表の次に次の 1 表を加える。

第 1 表 繰越明許費 （別 紙）

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 繰越明許費

(保険事業勘定)

款	項	事業名	金額
1 介護保険費	1 総務費	地域密着型サービス拠点等 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 拠 点 等 整 備 費 補 助 金	千円 46,079

繰越明許費に関する事項

1款 介護保険費

1項 総務費

1目 事務費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
地域密着型サービス拠点等整備費補助金	18 負担金補助及び交付金	千円 51,008	千円 46,079	国の繰越承認事業として実施する。
財源内訳	国庫補助金	51,008	46,079	

議案第 4 7 号

令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,387 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 631,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 629,889	千円 1,387	千円 631,276
	4 寄附金	3,309	1,387	4,696
歳入合計		629,889	1,387	631,276

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 629,889	千円 1,387	千円 631,276
	1 事業費	611,078	1,387	612,465
歳出合計		629,889	1,387	631,276

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 寄 附 金	千円 3,309	千円 1,387	千円 4,696
歳 入 合 計	629,889	1,387	631,276

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	千円 611,078	千円 1,387	千円 612,465	千円 0	千円 0	千円 1,387	千円 0
歳 出 合 計	629,889	1,387	631,276	0	0	1,387	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	629,889	1,387	631,276			
4 寄附金	3,309	1,387	4,696			
1 寄附金	3,309	1,387	4,696	1 動物園事業寄附金	1,387	動物園整備基金積立金
						1,387
歳 入 合 計	629,889	1,387	631,276			

(単位: 千円)

(単位: 千円)

議案第48号

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度釧路市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	21,010,289千円	20,182千円	21,030,471千円
第2項 医業外収益	1,922,077千円	20,182千円	1,942,259千円
支 出			
第1款 病院事業費用	20,980,792千円	20,156千円	21,000,948千円
第1項 医業費用	20,406,574千円	20,182千円	20,426,756千円
第2項 医業外費用	277,243千円	△26千円	277,217千円

(資本的収入)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,317,612千円	0千円	2,317,612千円
第1項 企業債	2,210,200千円	△100,000千円	2,110,200千円
第5項 他会計負担金	100,000千円	100,000千円	200,000千円

(継続費)

第4条 既定の継続費の年割額を、次のとおり補正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収	2 医業外収益		21,010,289	20,182	21,030,471	
			1,922,077	20,182	1,942,259	
		2 補助金	355,006	20,182	375,188	道補助金 20,182

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費	1 医業費用		20,980,792	20,156	21,000,948	
			20,406,574	20,182	20,426,756	
	2 医業外費用	3 経費	3,888,772	20,182	3,908,954	委託料 20,182
		5 消費税及び地方消費税	277,243	△ 26	277,217	
			15,337	△ 26	15,311	消費税及び地方消費税 △ 26

資本的收入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入	1 企業債		2,317,612	0	2,317,612	
			2,210,200	△ 100,000	2,110,200	
	5 他会計負担金	1 企業債	2,210,200	△ 100,000	2,110,200	医療機械等整備費 △ 100,000
		1 他会計負担金	100,000	100,000	200,000	
			100,000	100,000	200,000	一般会計負担金 100,000

令和6年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	33,056
減価償却費	1,176,706
固定資産除却費	25,800
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 74,411
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,000
長期前受金戻入額	△ 181,830
修学資金給与費	36,840
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 99,075
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	105,858
未収金の増減額(△は増加)	161,916
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
未払金の増減額(△は減少)	263,558
未払費用の増減額(△は減少)	△ 5,948
預り金の増減額(△は減少)	4,364
小計	1,446,864
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 105,858
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,341,017

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,100,191
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	200,000
修学資金の貸付による支出	△ 63,768
修学資金の返還による収入	7,410
基金の積立による支出	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,956,858

3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入	2,000,000	
	一時借入金返済による支出	△ 2,000,000	
	建設改良費等の財源に充てたための企業債による収入	2,110,200	
	建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 1,110,862	
	寄附金による収入	1	
	財務活動によるキャッシュ・フロー		999,339
4	資金増加額		383,498
5	資金期首残高		5,244,641
6	資金期末残高		5,628,139

正 補 書 調 査 関 連 費 統 続 繼

区分	款	項	事業名	全 体			計 画		前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	前
----	---	---	-----	-----	--	--	-----	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 査 書 補 正

区分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 出 の 義 務 額		当 該 年 度 支 出 の 義 務 額		左 の 財 源 内 訳			翌 年 度 以 降 の 義 務 額		左 の 財 源 内 訳		
				期 間	金 額	期 間	金 額	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益	期 間	金 額	道 補 助 金	高 等 学 院 収 益	医 業 収 益
補正前 変更	ドクターヘリ 運航委託費	千円 1,540,480	千円 1,540,480	—	千円 —	千円 308,096	千円 308,096	千円 308,096	千円 —	千円 —	令7～令10	千円 1,232,384	千円 1,232,384	千円 —	千円 —
								328,278	0	0		1,313,112	1,313,112	0	0
		1,641,390	1,641,390			328,278						1,313,112	1,313,112		
補正前	合 計	5,793,064	5,543,337	—	1,510,428	1,296,785	1,296,785	308,351	2,070	986,364	—	2,857,899	1,233,149	2,070	1,622,680
		5,893,974	5,644,247			1,316,967	1,316,967	328,533				2,938,627	1,313,877		
補正後															

令和6年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		未 払 金	
固定有形資産		未払費用	1,693,650
減価償却累計額	34,482,384	預り金	4,111
有形固定資産合計	<u>△ 23,240,919</u>	賞与引当金	59,253
無形固定資産		法定福利費引当金	483,496
電話加入権	4,478	引当金合計	<u>92,736</u>
無形固定資産合計	<u>4,478</u>	流動負債合計	<u>3,535,020</u>
投資その他の資産			
長期貸付金	267,221	繰延収益	
出資金	1,365	長期前受金	5,107,711
基金	20,172	収益化累計額	<u>△ 4,045,661</u>
長期前払消費税	589,843	繰延収益合計	<u>1,062,050</u>
投資その他の資産合計	<u>878,601</u>	負債合計	<u>16,947,604</u>
固定資産合計	<u>12,124,544</u>	資 本 の 部	
流動資産		資本	1,288,219
現金預金	5,628,139	剰余金	
未収金	3,113,331	資本剰余金	
貸倒引当金	<u>△ 6,700</u>	受贈財産評価額	89,446
貯蔵品	87,811	他会計負担金	18,368
その他流動資産	44,000	寄附金	<u>1,783</u>
流動資産合計	<u>8,866,581</u>	資本剰余金合計	109,597
資産合計	<u>20,991,125</u>	利益剰余金	
		当年度未処分利益剰余金	
		利益剰余金合計	<u>2,645,705</u>
		剰余金合計	<u>2,755,302</u>
		負債資本合計	<u>4,043,521</u>
		負債合計	<u>20,991,125</u>
負 債 の 部			
固定負債			
企業負債			
建設改良費等の財源に充てたるための企業債	8,958,165		
企業債合計	<u>8,958,165</u>		
引当			
退職給付引当金	3,392,369		
引当金合計	<u>3,392,369</u>		
固定負債合計	<u>12,350,534</u>		
流動負債			
企業負債			
建設改良費等の財源に充てたるための企業債	1,201,774		
企業債合計	<u>1,201,774</u>		

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤労手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。

- (4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤労手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は5,079,969千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立釧路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

- 2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合 計
医業収益	16,620,059	0	16,620,059
医業費用	18,283,732	0	18,283,732
医業損益	△ 1,663,673	0	△ 1,663,673
経常損益	△ 487,926	1,554	△ 486,372
セグメント資産	19,753,297	0	19,753,297
セグメント負債	15,742,832	0	15,742,832
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	69,121	1,449,121
減価償却費	1,340,641	0	1,340,641
特別利益	80,171	0	80,171
特別損失	192,080	0	192,080
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 735,542	0	△ 735,542

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	市立釧路総合病院	高等看護学院	合 計
セグメント資産	20,991,125	0	20,991,125
セグメント負債	16,947,604	0	16,947,604
その他の項目			
他会計繰入金	1,480,000	73,247	1,553,247
減価償却費	1,176,706	0	1,176,706
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	178,801	0	178,801
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	897,683	0	897,683

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金8,700千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金335,644千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤労手当を支給するため賞与引当金483,496千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金92,736千円を取り崩す。

議案第49号

令和6年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度釧路市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

ア 管路布設 4,796m

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,990,556千円」を「3,233,944千円」に、「307,650千円」を「551,038千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	5,987,078千円	2,167,314千円	8,154,392千円
第1項 企業債	3,365,900千円	1,292,100千円	4,658,000千円
第2項 出資金	1,330,000千円	300,000千円	1,630,000千円
第5項 国庫補助金	1,258,011千円	575,214千円	1,833,225千円
支		出	
第1款 資本的支出	8,977,634千円	2,410,702千円	11,388,336千円
第1項 建設改良費	7,383,360千円	2,410,702千円	9,794,062千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	配水管整備事業費	令和 7 年度	151,998千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	上水道第 3 回 拡張事業費	千円 2,759,600	千円 321,200	千円 3,080,800
	上水道配水管 整備事業費	374,600	970,900	1,345,500
計		3,365,900	1,292,100	4,658,000

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和6年度釧路市水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入	1 企業債		5,987,078	2,167,314	8,154,392	
		1 企業債	3,365,900	1,292,100	4,658,000	321,200 上水道第3回拡張事業費
	2 出資金		3,365,900	1,292,100	4,658,000	970,900 上水道配水管整備事業費
		1 出資金	1,330,000	300,000	1,630,000	300,000 一般会計出資金
	5 国庫補助金	1 国庫補助金	1,258,011	575,214	1,833,225	207,077 愛国浄水場更新
			1,258,011	575,214	1,833,225	368,137 老朽配水管更新

支 出

		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	1 建設改良費		8,977,634	2,410,702	11,388,336	
		2 第3回拡張事業費	7,383,360	2,410,702	9,794,062	828,308 愛国浄水場浄水施設更新 水処理プラント設備工事
	3 配水管整備事業		5,719,480	828,308	6,547,788	
		3 配水管整備事業	549,416	1,582,394	2,131,810	1,535,523 配水管更新等 (φ50～φ700) 延長 3,776m
						46,871 設計委託等

正 補 書 調 査 関 係 行 為 負 担 義 務 債

区 分	事 項	限度額	負担額	前 年 度 支 出 の 金 額		当 該 年 度 支 出 の 金 額		左 の 財 源 内 訳				翌 年 度 支 出 の 金 額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金	給 水 収 益 等	期 間	金 額	企 業 債	出 資 金	国 庫 補 助 金	給 水 収 益 等
変 更	補 正 前	千円	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	14,391,923	14,391,923	平27～令5	4,720,119		2,589,956	972,300	970,000	647,488	168		7,081,848	1,198,600	800,000	611,512	4,471,736
	愛国浄水場浄水施設更新事業費						3,418,264	1,293,500	1,270,000	854,565	199	令7～令28	6,253,540	877,400	500,000	404,435	4,471,705
	配水管整備事業費																
追 加	補 正 前																
	補 正 後	327,965	52,338	－	－		0	0	0	0	0	令7	52,338	35,800		7,568	8,970
	配水管整備事業費												5,225	0		0	5,225
	配水管整備事業費												251,526	133,600		69,039	48,887
追 加	補 正 前																
	補 正 後	251,526	14,690	－	－		－	－	－	－	－	令7	14,690	0		0	14,690
	配水管整備事業費																
	配水管整備事業費												1,107,271	727,700		197,622	181,949
追 加	補 正 前																
	補 正 後	1,107,271	162,690	－	－		－	－	－	－	－	令7～令8	162,690	106,200		29,853	26,637
	配水管整備事業費																
	配水管整備事業費												151,998	121,500		0	30,498
追 加	補 正 前																
	補 正 後	21,072,790	20,268,304	－	6,748,268		3,174,649	1,116,900	970,000	647,488	440,261		10,345,387	2,095,700	800,000	885,741	6,563,946
	合計																
	合計												8,440,547	1,105,100	500,000	434,288	6,401,159

令和 6 年 度 釧 路 市 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表 補 正

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	108,506,745	固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産	減価償却累計額 △ 45,177,339	企業 債 債	
	63,329,406	建設改良費等の財源に	1,555,888
無 形 固 定 資 産		充てゐるための企業債	
電 話 加 入 権	2,689	企業 債 合 計	
無形固定資産合計		未 払 金	1,555,888
投資その他の資産		引 当 金	3,911,928
投資有価証券	1,350	賞 与 引 当 金	43,425
出 資	3,027	法定福利費引当金	7,742
投資その他の資産合計		引 当 金 合 計	51,167
固定資産合計	4,377	預 り 金	53,938
	63,336,472	流 動 負 債 合 計	5,572,921
流 動 資 産		繰 延 収 益	
現 金 預 金	1,824,952	繰 延 前 受 金	18,048,680
未 収 金	4,061,403	収 益 化 累 計 額	△ 6,856,347
貸 倒 引 当 金	△ 40,323	繰 延 収 益 合 計	11,192,333
貯 蔵 品	186,085	負 債 合 計	45,397,727
流動資産合計	6,032,117	資 本 の 部	
資産合計	69,368,589	資 本 金	20,927,922
固 定 負 債		剰 余 金	
企業 債 債		資 本 剰 余 金	
建設改良費等の財源に	28,120,308	受贈財産評価額	11,727
充てゐるための企業債		寄 附 金	18,500
企業 債 合 計		資 本 剰 余 金 合 計	30,227
当 当 金		利 益 剰 余 金	
退職給付引当金	512,165	減 債 積 立 金	251,005
引 当 金 合 計		建設改良積立金	870,000
固定負債合計	28,632,473	当年度未処分利益剰余金	1,891,708
		利益剰余金合計	3,012,713
		剰 余 金 合 計	3,042,940
		資 本 合 計	23,970,862
		負 債 資 本 合 計	69,368,589

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
その他の有価証券 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
・減価償却の方法
定額法による。
・主な耐用年数
建物 10～50年
構築物 10～58年
機械及び装置 8～17年
車両運搬具 3～6年
工具、器具及び備品 3～15年
(2) 無形固定資産
・減価償却の方法
定額法による。
4 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。
5 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「水道事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は1,001,598千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市水道事業会計は、上水道事業及び簡易水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
- なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	水道事業のうち、簡易水道事業以外の、計画給水人口が5,000人を超える水道事業。(釧路市街地区の水道事業(釧路町域を含む。))
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業。計画給水人口の規模が小さいもの。 (山花・阿寒・鮎別・阿寒湖畔・音別簡易水道事業(二俣飲用水事業含む。))

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	(単位 千円)
			合 計
営業収益	3,963,131	251,883	4,215,014
営業費用	3,706,950	370,732	4,077,682
営業損益	256,181	△ 118,849	137,332
経常損益	570,467	64,493	634,960
セグメント資産	57,983,660	3,167,639	61,151,299
セグメント負債	36,385,047	2,689,102	39,074,149
その他の項目			
他会計繰入金	359,901	202,319	562,220
減価償却費	1,885,556	202,797	2,088,353
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,419,858	△ 130,379	4,289,479

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	上水道事業	簡易水道事業	(単位 千円)
			合 計
セグメント資産	66,317,399	3,051,190	69,368,589
セグメント負債	42,880,290	2,517,437	45,397,727
その他の項目			
他会計繰入金	353,193	195,417	548,610
減価償却費	1,924,115	206,402	2,130,517
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,556,858	△ 105,116	8,451,742

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金10,930千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金43,561千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金40,621千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金7,966千円を取り崩す。

議案第 50 号

令和 6 年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 6 年度釧路市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(2) 主要な建設改良事業

ア 管 渠 布 設 1, 5 5 0 m

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「2, 4 8 9, 3 9 7 千円」を「2, 5 4 7, 2 0 8 千円」に、「5 6 0, 9 1 3 千円」を「6 1 8, 7 2 4 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	2, 198, 537 千円	581, 189 千円	2, 779, 726 千円
第 1 項 企 業 債	1, 402, 800 千円	243, 700 千円	1, 646, 500 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	771, 400 千円	337, 489 千円	1, 108, 889 千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 687, 934 千円	639, 000 千円	5, 326, 934 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2, 343, 560 千円	639, 000 千円	2, 982, 560 千円

(継続費)

第 4 条 予算第 5 条に定めた継続費の年割額を、次のとおり補正する。

区 分		款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
変 更	補 正 前	1	1	大 楽 毛 終 末 処 理 場 2 系 水 処 理 設 備 更 新	千円 384,000	令和 6	千円 230,000
	補 正 後	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費			令和 7	154,000
						令和 6	204,000
						令和 7	180,000

第 5 条 予算第 10 条を第 11 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水終末処理場維持補修費	令和 7 年度	22,506 千円
下水道築造事業費	令和 7 年度	130,000 千円

(企業債)

第 6 条 予算第 7 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変 更	下 水 道 建 設 事 業 費	千円 1,402,800	千円 243,700	千円 1,646,500
		計	計	計
		1,402,800	243,700	1,646,500

令和 7 年 2 月 21 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

令和6年度釧路市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款		項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入	1 企 業 債			2,198,537	581,189	2,779,726	
				1,402,800	243,700	1,646,500	
			1 企 業 債	1,402,800	243,700	1,646,500	建設企業債 243,700
	2 国庫補助金						公共下水道補助事業 84,800
				771,400	337,489	1,108,889	特定環境保全公共下水道補助事業 158,900
			1 国庫補助金	771,400	337,489	1,108,889	公共下水道事業 144,049
							処理場 △ 6,395
							管渠 150,444
							特定環境保全公共下水道事業 193,440
							処理場 187,860
							管渠 5,580

令和6年度釧路市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	713,479
減価償却費	3,455,068
固定資産除却費	38,744
退職給付引当金の増減額(△は減少)	19,905
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,732
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 172
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 5,536
長期前受金戻入額	△ 1,688,464
資本費繰入収益	△ 291,400
受取利息	△ 2
支払利息	249,755
未収金の増減額(△は増加)	△ 47,553
未払金の増減額(△は減少)	△ 255,926
前払金の増減額(△は増加)	157,256
その他流動資産の増減額(△は増加)	24,411
小計	2,371,297
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 249,755
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,121,544

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,743,896
国庫補助金等による収入	1,335,790
国庫補助金の返還による支出	△ 14,075
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	311,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,110,405

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,978,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,330,299
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 352,299

4 資金減少額

341,160

5 資金期首残高

1,742,888

6 資金期末残高

1,401,728

正 補 書 調 査 関 係 費 続 継

区分	款	項	事業名	全 体 計 画					前年度末までの支払発生額（見込）額	当該年度末までの支払発生額	該年度末までの支払発生額	翌年度以降の支払発生額	継続総額に対する率
				年度	年割額	企業債	国庫補助金	他会計補助金、受益者負担金及び内部留保資金					
変 更	補 正 前	1	資 本 的 支 出	令6	千円	103,500	126,500	0	千円	千円	230,000	千円	59.9
				令7	154,000	69,300	84,700	0	千円	千円	—	154,000	40.1
				計	384,000	172,800	211,200	0	千円	千円	230,000	154,000	100.0
				令6	204,000	91,800	112,200	0	千円	千円	204,000	—	53.1
変 更	補 正 後	1	資 本 的 支 出	令7	180,000	81,000	99,000	0	千円	千円	—	180,000	46.9
				計	384,000	172,800	211,200	0	千円	千円	204,000	180,000	100.0

正 補 書 調 査 関 係 行 担 負 務 債

区 分	事 項	限度額	負担額	前年度までの 支払義務発生額		当該年度 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳				翌の 発生		年度 以義 私予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期間	金 額	金 額	下 水 道 事業収益	企業債	国庫補助金	他会計補助金、 受益者負担金及び 内部留保資金	期間	金 額	下 水 道 事業収益	企業債	国庫補助金	他会計補助金、 受益者負担金及び 内部留保資金			
追 加	下水終末処理場 維持補修費	千円	千円	—	—	千円	—	千円	—	—	—	—	—	—	千円	千円	千円	千円	
		22,506	22,506	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,506	22,506	0	0	
	下水道築造費	130,000	130,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130,000	0	130,000	0	
		6,063,725	5,774,200	—	3,365,386	1,286,484	1,144,484	142,000	0	—	—	—	—	—	1,122,330	1,122,330	0	0	
補正前	合 計	6,216,231	5,926,706	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,274,836	1,144,836	130,000	0	
補正後																			

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- ・ 減価償却の方法
定額法による。
 - ・ 主な耐用年数
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 6～50年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 機械及び装置 | 6～20年 |
| 車両運搬具 | 3～5年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
- 2 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込み額を計上している。

(2) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は7,023,496千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

釧路市下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	都市計画事業として執行するもの。主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道。古川・白樺・大樺・大楽毛処理区
特定環境保全	都市計画区域以外の区域において執行するもの。市街化区域以外の人口集中地域で水環境の保全が必要な地域において整備を行った下水道。阿寒・阿寒湖畔・音別処理区
公共下水道事業	

2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
営業収益	4,410,335	463,155	4,873,490
営業費用	5,131,980	718,586	5,850,566
営業損益	△ 721,645	△ 255,431	△ 977,076
経常損益	813,133	16,029	829,162
セグメント資産	71,008,692	9,078,830	80,087,522
セグメント負債	52,571,552	7,485,888	60,057,440
その他の項目			
他会計繰入金	1,398,167	341,009	1,739,176
減価償却費	2,960,517	408,078	3,368,595
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	△ 831,916	△ 83,324	△ 915,240

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
セグメント資産	71,064,647	9,742,325	80,806,972
セグメント負債	51,918,989	8,144,422	60,063,411
その他の項目			
他会計繰入金	1,481,658	350,242	1,831,900
減価償却費	3,036,242	418,826	3,455,068
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	118,358	465,762	584,120

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金10,746千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金19,736千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金24,964千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金4,971千円を取り崩す。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を、人権擁護委員候補者に推薦いたしたいので、議会の意見を求めたい。

記

氏 名

氏 名

氏 名

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委 員 の 推 薦 及 び 委 嘱)

第 6 条 (1 、 2 項 略)

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以 下 略)

報告第1号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和6年度釧路市一般会計補正予算

（別記）

令和7年2月21日提出

釧路市長 鶴間 秀典

（説明）

道路除雪費の増額について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書略）

（2項略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（4項略）

(別 記)

令和 6 年度釧路市一般会計補正予算

令和 6 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 9 , 3 4 7 , 7 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		4,747,093	450,000	5,197,093
	2 基金繰入金	4,728,509	450,000	5,178,509
歳入合計		108,897,787	450,000	109,347,787

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		6,387,388	450,000	6,837,388
	2 道路橋梁費	2,922,722	450,000	3,372,722
歳出合計		108,897,787	450,000	109,347,787

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
19 繰 入 金	4,747,093	450,000	5,197,093
歳 入 合 計	108,897,787	450,000	109,347,787

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 土 木 費	6,387,388	450,000	6,837,388	0	0	0	450,000
歳 出 合 計	108,897,787	450,000	109,347,787	0	0	0	450,000

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	4,747,093	450,000	5,197,093			
1 財政調整基金繰入金	4,728,509	450,000	5,178,509			
	3,741,946	450,000	4,191,946	2 財政調整基金繰入金	450,000	財政調整基金繰入金 450,000
歳 入 合 計	108,897,787	450,000	109,347,787			

(単位：千円)

(単位：千円)

